



常陽銀行グループの皆さまへ

## <団体傷害保険>新プランのご案内

### シン・くらしの安心プラン <くらしの補償>

ケガによる死亡や後遺障害の補償に加え、日常生活での偶然な事故により賠償責任を負った場合や、偶然な事故により住宅内の家財や携行品により生じた損害などを補償します。

補償対象者により、パーソナルタイプ・カップルタイプ・ファミリータイプの3つよりご選択頂けます。

#### 死亡・後遺障害の補償

##### ・傷害総合保険（死亡・後遺障害）

国内・国外を問わず、日常生活における急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。



交通事故により亡くなられた

#### 家財・身の回り品の補償

##### ・住宅内生活用動産補償特約

日本国内で、住宅<sup>(※)</sup>内の家財等が偶然な事故により損害を被った場合に保険金をお支払いします。家族プランの場合、単身赴任先や就学に伴う下宿先の家財も補償します。

(※)「住宅」とは、加入依頼書等記載の住宅をいい、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。



泥棒が入り  
家財が盗難被害にあった

##### ・携行品損害特約

偶然な事故により、被保険者（保険の対象となる方）の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

免責金額（自己負担額）は1事故につき3000円です。

<ご注意>

- お支払いする保険金の額は保険期間を通じて携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計5万円が限度となります。

【ご注意】

- ・以下の身の回り品はお支払いの対象となりません。  
携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、義歯、補聴器、動物、植物、自転車、原動機付自転車、バイク、自動車、ゴーカート、船舶、航空機、クレジットカード、プリペイドカード、サーフボード、ドローン、漁具等
- ・置き忘れ・紛失、レンタル品・会社の備品、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とした損害はお支払いの対象となりません。



旅行中、カメラを  
落としてこわした

#### 賠償責任の補償

##### ・個人賠償責任特約

日常生活の偶然な事故により、他人にケガをおわせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立ち入りで電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



買い物中に誤って  
商品をこわした



自転車で通行人にぶつかり  
ケガをさせた

#### 不測の出費の補償

##### ・キャンセル費用補償特約

被保険者ご本人・配偶者や親族<sup>(※)</sup>が死亡・傷害または疾病による入院によって、旅行やパーティー等のサービスを受けることができなくなった場合に、被保険者または被保険者の法定相続人が負担するキャンセル費用を補償します。

※被保険者、またはその配偶者の1親等内の親族



急な入院により旅行をキャンセルした

##### ・救済者費用等補償特約

傷害事故による死亡や入院等、所定の状態に該当した場合や遭難した場合に、被保険者または被保険者の親族が負担した交通費や捜索救助費用を補償します。



山歩き中に遭難し、警察に救助された

<以下の補償はプランによりご選択頂けます>

## ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に慣習上負担する次の費用を補償します。

●贈呈用記念品購入費用 ●祝賀会費用  
●ゴルフ場に対する記念植樹費用 ●同伴キャディに対する祝儀 など  
補償対象者を、「ご本人（※ 対象者①）」「ご本人+配偶者（※ 対象者①・②）」  
「ご本人+配偶者+ご親族（※ 対象者①～④）」からご選択頂けます。

※対象者：

- ①被保険者本人
- ②被保険者本人の配偶者
- ③被保険者本人または配偶者の同居の親族
- ④被保険者本人または配偶者の別居の未婚の子（婚姻歴のない方）



<ご注意>

- ・ 同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール（ハーフ）またはパー35以上の9ホールを含む18ホールを正規にラウンドした場合に限りします。
- ・ キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金お支払いの対象となりません。
- ・ ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されていても、保険金のお支払限度額は、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額となります。

## 借家人賠償責任補償特約

### 借家人賠償責任補償特約

借用・使用する借戸室（日本国内のみ）を火災・破裂・爆発で壊した場合、貸主に対して負う賠償責任を補償します。  
（示談交渉サービスの対象外です）

### 修理費用補償特約

借用住宅（日本国内において被保険者が借用または使用する建物または住戸室をいいます。）が火災・破裂・爆発等により損壊し、賃貸借契約に基づき修理した際の費用を補償します。  
（ただし、借家人賠償責任補償特約でお支払いする場合には、当該特約による保険金はお支払いできません。）



### 《被保険者の範囲》

補償項目	パーソナルタイプ	カップルタイプ	ファミリータイプ
死亡・後遺障害（ケガ）	被保険者 ご本人	被保険者 ご本人 +配偶者（※1）	ご家族全員
家財・身の回り品の補償			
不測の出費の補償			
賠償責任の補償	ご家族全員（※2）		

※1 被保険者ご本人の婚姻の相手方をいい、内縁の相手\*1方及び同性のパートナー\*2を含みます。

\*1 内縁の相手方とは、婚姻の届け出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

\*2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来に継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。

※2 次の①から④の方をいいます。

- ①被保険者本人
- ②被保険者本人の配偶者
- ③被保険者本人または配偶者の同居の親族
- ④被保険者本人または配偶者の別居の未婚の子（婚姻歴のない方）

## 【タイプ別保険料一覧】

補償項目		タイプ・ 型名	【パーソナルタイプ】 保険金額			
			JP	JP1	JP2	JP3
ケガの補償	死亡・後遺障害【本人】	—	1,000千円			
	死亡・後遺障害【配偶者】	—				
	死亡・後遺障害【その他の親族】	—	—			
家財・ 携行品の補償	住宅内生活用動産補償	(自己負担額: 3千円)	1,000千円			
	携行品損害	(自己負担額: 3千円)	1,000千円			
賠償責任の 補償	個人賠償責任	(自己負担額: なし)	100,000千円			
費用の補償	キャンセル費用	(自己負担額: ※)	50万円			
	救援者費用	(自己負担額: なし)	500万円			
オプ シ ョ ン	ホールインワン・ アルバトロス費用【本人】	(自己負担額: なし)	—	50万円	50万円	—
	ホールインワン・ アルバトロス費用【配偶者】		—	—	—	—
	ホールインワン・ アルバトロス費用【その他の親族】		—	—	—	—
	借家人賠償責任	(自己負担額: なし)	—	1,000万円	—	1,000万円
	修理費用補償	(自己負担額: 3千円)	—	300万円	—	300万円
月払保険料			1,100円	1,620円	1,430円	1,290円
お申込時にご選択頂く型名			JP	JP1	JP2	JP3

補償項目		タイプ・ 型名	【カップルタイプ】 保険金額					
			JC	JC1	JC2	JC3	JC4	JC5
ケガの補償	死亡・後遺障害【本人】	—	1,000千円					
	死亡・後遺障害【配偶者】	—	1,000千円					
	死亡・後遺障害【その他の親族】	—	—					
家財・ 携行品の補償	住宅内生活用動産補償	(自己負担額: 3千円)	1,000千円					
	携行品損害	(自己負担額: 3千円)	1,000千円					
賠償責任の 補償	個人賠償責任	(自己負担額: なし)	100,000千円					
費用の補償	キャンセル費用	(自己負担額: ※)	50万円					
	救援者費用	(自己負担額: なし)	500万円					
オプ シ ョ ン	ホールインワン・ アルバトロス費用【本人】	(自己負担額: なし)	—	50万円	50万円	50万円	50万円	—
	ホールインワン・ アルバトロス費用【配偶者】		—	—	—	—	—	
	ホールインワン・ アルバトロス費用【その他の親族】		—	—	—	—	—	
	借家人賠償責任	(自己負担額: なし)	—	1,000万円	—	1,000万円	—	1,000万円
	修理費用補償	(自己負担額: 3千円)	—	300万円	—	300万円	—	300万円
月払保険料			1,290円	1,810円	1,620円	1,970円	1,780円	1,480円
お申込時にご選択頂く型名			JC	JC1	JC2	JC3	JC4	JC5

※キャンセル事由の発生1回につき1,000円またはそのキャンセル費用の20%のいずれが高い額

## 【タイプ別保険料一覧】

補償項目		タイプ・ 型名	【ファミリータイプ】 保険金額							
			JF	JF1	JF2	JF3	JF4	JF5	JF6	JF7
ケガの 補償	死亡・後遺障害 【本人】	—	1,000千円							
	死亡・後遺障害 【配偶者】	—	1,000千円							
	死亡・後遺障害 【その他の親族】	—	1,000千円							
家財・ 携行品の 補償	住宅内生活用 動産補償 (自己負担額： 3千円)		1,000千円							
	携行品損害 (自己負担額： 3千円)		1,000千円							
賠償 責任の 補償	個人賠償責任 (自己負担額： なし)		100,000千円							
費用の 補償	キャンセル費用 (自己負担額： ※)		50万円							
	救援者費用 (免責： なし)		500万円							
オプ シ ョ ン	ホールインワン・ アルバイトロス費用 【本人】	(自己負担額： なし)	—	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	—
	ホールインワン・ アルバイトロス費用 【配偶者】		—	—	—					—
	ホールインワン・ アルバイトロス費用 【その他の親族】		—	—	—	—	—	—		
	借家人賠償責任 (自己負担額： なし)		—	1,000万円	—	1,000万円	—	1,000万円	—	1,000万円
	修理費用補償 (自己負担額： 3千円)		—	300万円	—	300万円	—	300万円	—	300万円
月払保険料			1,660円	2,180円	1,990円	2,340円	2,150円	2,630円	2,440円	1,850円
お申込時にご選択頂く型名			JF	JF1	JF2	JF3	JF4	JF5	JF6	JF7

※キャンセル事由の発生1回につき1,000円またはそのキャンセル費用の20%のいずれか高い額



ご加入・変更のお手続きは右記サイトで

シン・くらしの安心プラン「くらしの補償」

募集期間中はいつでもWebでご加入いただけます。

<URL>

<https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=eZU169UzcChD-q+A0H5YiBLEz6QSF6+ZixT4stFvhnMQ=>



このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については上記の専用サイト・パンフレットをご確認ください。

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

茨城支店 法人支社

〒310-0021 水戸市南町2-6-13

損保ジャパン水戸ビル4階

TEL: 029-231-8043 受付時間: 平日午前9時～午後5時

【お問い合わせ先 (取扱代理店)】

常陽トータルサービス株式会社

〒310-0021 水戸市南町3-4-12

常陽海上ビル6階

TEL: 029-303-5074

(SJ23-05407 2023/07/31)